

## 対馬市農業委員会第3回総会議事録

1. 開催日時 平成25年 6月28日(金) 午前10時30分から午前11時30分

2. 開催場所 対馬市峰地域活性化センター2階会議室

3. 出席委員 (20人)

2番 太田吉雄	3番 鬼橋孝幸	4番 永留光雄
5番 初村重政	6番 堀江政武	7番 上野良人
9番 吉野敏	10番 阿比留和比古	11番 小宮貞司
12番 佐伯理	13番 武田安丸	14番 中村國安
15番 米田賢明	17番 兵頭榮	19番 小宮正至
21番 須川久巳	22番 縫田和己	23番 上野秀一
24番 島居邦嗣	25番 龍造寺正房	

4. 欠席委員 (4人)

1番 井田幹男	8番 松村英二	16番 永留廣美
18番 小宮伸之		

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 会議書記の指名
- 第4 議案第9号 農業経営基盤強化促進事業申出書(利用権の設定)について  
議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第5 その他

6. 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長	春日亀剛一
農業委員会事務局長補佐	庄司克啓
農林水産部農林振興課主任	阿比留秀和
美津島地域活性化センター地域支援課係長	神宮秀幸
豊玉地域活性化センター地域支援課主事	石丸真
峰地域活性化センター地域支援課主任	中村龍一
上対馬地域活性化センター地域支援課課長補佐	古里正人

## 7. 会議の概要

**議 長**           ただ今より、平成25年度対馬市第3回農業委員会総会を開催します。  
現在の委員定数は25名、欠員1名、本日の出席者は20名で、総会は成立  
します所以对馬市農業委員会総会議事日程のとおり審議を進めます。  
議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、私の方から指名しても、よろ  
しいでしょうか。

(異議なしの声あり)

**議 長**           それでは、19番の小宮正至委員、17番の兵頭榮委員にお願いします。  
議事日程第2、会期についてお諮りいたします。お手元に配布しております  
農業委員会総会議事日程のとおり、本日1日にしたいと思いますが、ご異議ご  
ざいませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

**議 長**           異議なしと認めまして、本日1日とします。  
議事日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記に委員会事務局  
長及び課長補佐を指名いたします。  
次に、議事日程第4の議案審議に入ります。  
はじめに議案第9号「農業経営基盤強化促進事業申出書(利用権設定)につい  
て」を議題といたしますが、私の関係する事案がありますので、対馬市農業委員  
会会議規則第10条の規定により、一時退席いたします。  
なお、議案第9号の審議の議長を職務代理の上野秀一委員に指名したいと思  
いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

**議 長**           それでは議長を交代します。上野秀一委員さん、よろしくお願いします。

**議 長**  
(職務代理者)   ただ今、龍造寺議長より指名いただきました、上野秀一でございます、議長  
を努めさせていただきます。  
それでは、議案第9号について、事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

**事務局長**       それでは、議案書の1ページをお開き願います。  
議案第9号の農用地利用集積計画について(第3回)を、ご説明いたします。  
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、申し出があった農  
用地利用集積計画について審議のうえ、利用集積計画の定めるところによる利  
用権設定に対し、総会にて決定する必要があるため、提案するものであります。  
今回4件の「利用権設定」の申し出がっております。  
2ページをお開き願います。

番号1、「利用権の設定を受ける者」は美津島町の さんで「利用権の設定をする者」は同じく の さんです。

地目、面積は畑1筆で1,820㎡、賃借期間5年、経営面積は14,156㎡でございます。

番号2、「利用権の設定を受ける者」は豊玉町の さんで「利用権の設定をする者」は同じく の さん外9名です。

地目、面積は田1筆で1,158㎡、賃借期間3年、現在の経営面積は138㎡でございます。

次のページをお開きください。

番号3、「利用権の設定を受ける者」は峰町の さんで「利用権の設定をする者」は同じく の さんです。

地目、面積は2筆で2,423㎡、賃借期間5年、経営面積は3,515㎡でございます。

番号4、「利用権の設定を受ける者」は上県町の さんで「利用権の設定をする者」は上県町の です。

地目、面積は田4筆、畑1筆で4,361㎡、賃借期間5年、現在の経営面積は17,195㎡でございます。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いたします。

**議 長** 事務局の説明が終わりました、番号1から地元委員の補足説明をお願いいたします。  
(職務代理者)

(7番委員挙手)

## 7番 上野良人委員

番号1について説明いたします。

6月21日、事務局、吉野、松村、両委員さんと利用権を設定する さんと現地を確認に行きました。

さんは さんの孫にあたり、今回、対馬に帰って来て1年足らずですが、新たに農業をやろうという若者ですので、何ら問題はないと思いますのでよろしくお願いたします。

**議 長** 次に、番号2をお願いいたします。  
(職務代理者)

## 事務局(豊玉地域活性化センター)

補足説明をさせて、いただきます、 さんから事前に3条の申請が出たてましたが、共有名義であり面積を合算しても下限面積である2反に満たなかったため、共有地を全ての名義者より利用権設定を受けることになりました。以上で説明を終わります、ご審議の程、よろしくお願いたします。

(10番委員挙手)

**10番 阿比留和比古委員**

今、説明がありましたけど、付け加えたいと思います。

議案第9号の番号2につきまして、26日に地元委員3名と活性化センターの職員さんと現地を見に行きましたところ、今、説明があったとおりなんですが、9名の共有地で、難しいところです。

また、畦もなく、1枚の田になりますので、さんが全てを耕作することになり、今回の申請になったものです、よろしく審議をお願いします。

(事務局挙手)

**事務局**

すみません、議案第9号、番号2の始期・公告年月日及び終期の平成38年6月30日を平成28年6月30日に訂正をお願いします。

**議長**

(職務代理者)

今、事務局より訂正の説明がありました、皆さん、よろしいですか。

(異議なし)、それでは、番号3の補足説明をお願いします。

(13番委員挙手)

**13番 武田安丸委員**

さんは12から13年前まで米を作っておられましたが、そのあと大豆とレンゲを3年前まで作り、その後は、遊休地となっております。

今回、さんが借りたいということで、親戚でもありますし、何も問題はないと思いますので、よろしくをお願いします。

**議長**

(職務代理者)

次に、番号4をお願いします。

(19番委員挙手)

**19番 小宮正至委員**

議案第9号、番号4について地元担当委員として補足説明させていただきます。

6月19日の午後2時より、事務局課長補佐の庄司さん、申請人のさん、氏、私、4人で現地立会をいたしました。

現在は原野化しているところで、さんは、機械を持っていますので、遊休農地を解消し、ソバを作付する説明を受けました。

異議を申し上げる事も無いので、私としては許可相当と思いますので、よろしくをお願いします。

これで補足説明を終わります。

**議長**

(職務代理者)

ただ今、番号1から4につきまして、地元委員さんの補足説明がありましたので、質疑に入ります、何かご意見ございませんでしょうか。

(ありません)

**議 長** 質疑が無いようにありますので、議案9号、番号1から番号4につきまして、  
(職務代理者) 賛否を問います。  
本案件に原案のとおり承認することに、賛成の方の挙手をお願いします。  
全員賛成でございますので原案どおり承認することに決しました。  
議案第9号の審議が終わりましたので、龍造寺会長の入室を認めます。  
この案件を終わりましたので、議長の務めを終わらせていただきます、慎重に  
審議をいただきましてありがとうございます。

**議 長** 上野委員さんどうもありがとうございました。  
それでは、議案第10号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議  
題といたしますが、上野秀一委員さんに関係する案件がありますので、対馬市農  
業委員会会議規則第10条の規定により、一時退席をお願いします。  
それでは、事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

**事務局長** 議案を説明する前に番号1について、取り下げをお願いします。  
それでは番号2から説明いたします。  
番号2から番号5の譲受人は豊玉町の さんで申請理由は売買、経営  
面積は、1,804㎡でございます、あとは譲渡人と地目面積の報告とさせて  
いただきます。  
番号2、譲渡人は豊玉町の さんで地目、面積は田1筆で127㎡です。  
番号3、譲渡人は豊玉町の さんで地目、面積は田1筆で109㎡です。  
次のページをお開きください。  
番号4、譲渡人は豊玉町の さんで地目、面積は田1筆で65㎡です。  
番号5、譲渡人は上対馬町の さんで地目、面積は田1筆、畑1筆で2  
13㎡です。  
次のページをお開きください。  
番号6は6から7ページに掛けて記載しております。  
譲受人は豊玉町の さんで譲渡人は太宰府市の さんです。  
共有地で、 さん持分を さんに贈与する者であります。地目、面積は  
田6筆畑5筆で18,862㎡の内1,287㎡、経営面積は138㎡ござ  
います。  
番号7、譲受人は上対馬町の さん、譲渡人は同じく の さん  
で、地目、面積は畑1筆で411㎡、申請理由は売買、経営面積は  
5,729㎡でございます。  
以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしく願いいたします。

**議 長** 事務局の説明が終わりましたので、番号2から7の地元委員の補足説明をお願  
いします。

(10番委員挙手)

10番 阿比留和比古委員

番号2から番号5は、1筆の面積が小さいので、隣に所有してある さんが購入し、狭地をなおし耕作するものであります。

番号6は共有地であります、申請者の さんが耕作をされていた関係で共有者の内、 さんの持分を贈与するものであります。

尚、26日に地元委員3名と活性化センターの石丸くんと現地を見に行きました、審議をお願いいたします。

(24番委員挙手)

#### 24番 島居邦嗣委員

昨日、日程が合いまして、地元の さんと さんに担当の古里君と現地調査をしました、現地主の さんは、息子さんも帰ってくる見込みがないため、他の農地も準じ売っていきたいとのことで、今回、 さんに買っていただきたいとの申し出があり さんが承諾されたものでありますので、皆様方のご承認をよろしくお願いします。

議 長 地元委員から補足説明がありましたが、質疑等ございませんでしょうか。

(15番委員挙手)

#### 15番 米田賢明委員

この案件は、休耕作地を畑に復活することですので、私は良いことと思います。

議 長 他に質疑ないでしょうか。

(事務局長挙手)

事務局長 番号6につきまして、賛否を問う前に了解をしてもらいたいことがありますので、ご説明いたします。

番号6の面積の欄に3,467の内239㎡と書いております、これは、申請された面積を議案で書く必要があるためでございます。

しかし、登記をするときには、3,467㎡の内、持分、何分の何と標記されますので、登記時に混乱が無いよう、申請者に渡す許可書には面積ではなく、持分、何分の何で標記しますので、ご了承をお願いします。

(22番委員挙手)

#### 22番 縫田和己委員

経営面積が138㎡となっておりますが、下限面積は超えていますか。

(事務局長挙手)

事務局長 下限面積は、経営面積と今回の議案第9号番号2の利用権設定、それから議案

第10号番号6の面積を合わせると豊玉町の下限面積20aを超えています。

議長 よろしいでしょうか。  
他に質疑ないでしょうか。

(なしの声あり)

議長 質疑が無いようにありますので、議案第10号の番号2から番号7について、賛否をお諮りします。  
本案件に、原案とおりに許可することに、賛成の方の挙手をお願いします。  
全員賛成でございます、本案件は、原案のとおり許可することに決定いたします。  
議案第10号の審議が終わりましたので、上野秀一委員の入室を認めます。  
次に、議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長 8ページをお開き願います。  
議案第11号は、農地法第5条の規定による許可申請で、今回は1件でございます。  
賃借人は上県町の さんで、賃貸人は同じく の さんです、地目、面積は「畑が1筆」、1,196㎡で、転用目的は作業場及び関連施設用地でございます、「位置図・配置図」を9ページから16ページに添付しておりますので、ご参照下さい。  
以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました、地元委員の補足説明をお願いいたします。

(19番委員挙手)

#### 19番 小宮正至委員

ただ今議題として提出されました、議案第11号の5条許可申請についての補足説明させていただきます。

参考としまして、位置図等につきましては、9ページから16ページに記載されています。

6月19日に、事務局課長補佐の庄司さん、申請人の さん、 さん、そして私、4人で現地立会をいたしました。

この土地は昨年まで耕作されていましたが、イノシシ被害を受け現在、耕作されていません。

また、 さんは山芋栽培をされており、集出荷の施設が必要になりましたが、土地を所有していないため、土地を賃貸され、作業所等を建築されるために申請されたものであります。

場所的に排水等にも隣地には迷惑が係らない所であり、今後、雇用対策にもつながる事もありますし、私としては同意したいと思いますので、皆さんの審議のうえ、許可をしていただきますことを、お願いするものでございます。  
これで補足説明を終わります。

議 長 地元委員から補足説明がありました。質疑等ございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長 質疑が無いようにありますので、議案第11号の番号1について、賛否をお諮りします。

本案件に、原案とおり許可相当とすることに、賛成の方の挙手をお願いします。  
全員賛成でございますので、議案第11号につきましては、当委員会の意見を附し、県知事に進達することに決定いたします。

以上で、提案されました議案第9号から議案第11号を、皆様方には慎重にご審議いただき、承認することになりました、ありがとうございました。

続きまして、議事日程第5、その他の事項ですが、何かございませんでしょうか。

(事務局長挙手)

事務局長 農業委員研修会及び次期総会について、説明をする。  
また、農業者年金の加入促進計画について説明。

議 長 外にありませんでしょうか。

(なしの声あり)

議 長 それでは、これをもちまして、本日の総会を閉会いたします。

---

会 長 龍造寺 正 房

署名委員

署名委員